

2020年（令和2年）1月16日

札幌刑務支所長

佐々木 弘 殿

札幌弁護士会

会 長 樋川 恒一



同人権擁護委員会

委員長 小笠原 至



勧告書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり勧告します。

第1 勧告の趣旨

受刑者の懲罰手続に関し、懲罰審査会において、反則容疑者の署名又は指印がない供述調書は、証拠として使用しないよう勧告する。

第2 勧告の理由

別紙調査報告書のとおり

調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

事件名 署名又は指印のない供述調書の採用に関する人権救済申立事件
事件番号 2018-11号
受付日 2018年（平成30年）6月8日
申立人 XXXXXXXXXX
相手方 札幌刑務支所

勧告の理由（要旨）

第1 申立内容

- 1 申立人は、2018年（平成30年）3月5日、同房者とのやりとりについて「けんか」の反則行為があったとの嫌疑が掛けられ、別室に隔離された上、調査が行われた。
- 2 初めは「けんか」の嫌疑であったが、調査の途中で、突然「脅迫」の嫌疑に変更され、さらに、申立人は、同房者に対して脅迫を行った旨が記載されているあらかじめ作成された申立人の供述調書を示され、これに署名及び押印をするよう刑務官から求められた。
申立人が署名及び押印を拒否したところ、刑務官は、申立人は供述調書記載の内容を供述したものの署名及び押印を拒否したということにした上、当該供述調書を「脅迫」の反則行為の証拠として取り扱った。
- 3 以上のような調査を経て、申立人は、2018年（平成30年）3月30日、反則行為があったとして閉居5日の懲罰が科された。

第2 札幌刑務支所に対して行った照会及びその回答について

札幌刑務支所は、当委員会からの照会に対して、概要次のように回答した。

- 1 次の資料を、申立人の反則行為を認定する根拠とした。
 - (1) 申立人の供述調書2部（申立人の署名及び指印のあるもの）

- (2) 申立人の供述調書 1 部（申立人が署名及び指印を拒否したもの）
- (3) A の供述調書
- (4) 他の同室者の供述調書
- (5) 職員の報告書

2 前項(2)の供述調書（申立人が署名及び指印を拒否したもの）を事実認定の資料とした理由は、申立人に対して反則容疑行為名を「けんかの疑い」から「困惑させる言動」に変更した旨告知した後にこれまでの供述内容に変更があるか確認したものであるが、署名及び指印を拒否した理由は「変更してまで罰するというのであれば拒否する」旨申し述べたことを職員が付記していることから、反則行為を認定する材料の一つとしたものである。

第3 認定した事実

申立人の申立内容、札幌刑務支所に対する照会の回答内容の双方が一致し、争いが無いところとして、次の事実を認定した。

- ① 2018年（平成30年）3月5日の申立人と同室者との間でのやり取りが反則行為と認定され、申立人に懲罰が科されたこと
- ② 申立人が、反則行為の調査の過程で、供述調書の読み聞かせの際、当該供述調書への署名・指印を拒否したこと
- ③ 札幌刑務支所は、上記①の反則行為を認定する際、申立人が署名・指印を拒否した供述調書を申立人の反則行為を認定する材料の一つとして用いたこと

第4 当委員会の判断

1 適正手続の保障の必要性

- (1) 被収容者への懲罰は、それ自体が被収容者にとって不利益となるものであるのみならず、懲罰により優遇区分にも影響し、信書の発信回数や仮出所の有無や時期の点でも被収容者に不利益を生じさせるおそれのあるものである。

したがって、懲罰を科されることになる被収容者には、憲法31条

の定める適正な手続を受ける権利が保障されなければならない。

刑事収容施設法の立法担当者の共著による「逐条解説刑事収容施設法」(林眞琴、北村篤、名取俊也共著、有斐閣)には、懲罰の要件を定めている刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「刑事収容施設法」という)150条1項に関し、「この法律は被収容者の権利義務関係をできる限り明確にすることを基本理念としている上、被収容者の人権保障の観点からも、被収容者にとって重大な不利益となる懲罰を科し得る要件をできる限り具体化・明確化する必要があるとの考えに基づき、本条1項においては、懲罰を科する要件が具体的に規定されている。」(同書767頁)と記載されていることから、被収容者への懲罰に適正な手続が要求されていることは明らかである。

- (2) 刑事収容施設法には、反則行為の事実認定にあたって反則者の署名・指印を欠く供述調書を証拠として用いることを直接禁止する規定は存在しない。

しかしながら、供述調書については、その性質上、録取者が被録取者の供述を聴取して供述調書を作成する過程で誤りが生じるおそれがあり、被録取者に録取内容を確認させた上で署名・押印をさせることで、供述調書の内容の正確性を担保する必要性が大きく、被録取者の署名・押印を欠く場合には、内容が不正確であり、事実認定の証拠に用いることは困難であると考えられる。

また、以上のような供述調書の性質を踏まえ、刑罰を科する手続を定める刑事訴訟法においては、署名または押印のある供述調書でなければ証拠として用いることができないとされている(刑事訴訟法321条1項柱書)。

このような供述調書の性質や、懲罰手続と類似する刑事手続における供述調書の証拠としての取扱いに照らせば、懲罰を受ける被収容者に保障される適正な手続を受ける権利の内容として、反則行為の認定にあたり、被収容者の署名・指印を欠く供述調書を証拠として用いられないことが含まれると考えるべきである。

2 しかるに、本件では、申立人が署名及び指印を拒否した供述調書が申立人の反則行為を認定する材料の一つとされていることから、申立人に保障されるべき適正手続を受ける権利が侵害されたものと言わざるを得ない。

この点、刑務支所は、署名及び指印なき供述調書を事実認定の資料として用いた理由について

「申立人が署名及び指印を拒否した供述調書については、反則容疑行為名を「けんかの疑い」から「困惑させる言動」に変更した旨告知した後に、これまでの供述内容に変更があるか確認したものであるが、署名及び指印を拒否した理由は「変更してまで罰するというのであれば拒否する」旨、申し述べたことを職員が付記していることから、反則行為を認定する材料の一つとしました。」

と回答している。

しかしながら、仮に刑務支所が回答したような方法を許容するとなると、最終的に職員がなにがしかの付記をしさえすれば、被収容者の署名及び指印がなされていない供述調書について、被収容者の陳述内容を立証する証拠として採用した上で事実認定をなしうることになってしまう。

このような事実認定の手法を許容すると、懲罰手続における適正手続を受ける権利が侵害されることが常態化されてしまいかねない。

したがって、刑務支所の上記回答は、被収容者の署名指印なき供述調書を事実認定の資料に用いることの理由とはなりえないというべきである。

3 上記の趣旨は、本件にとどまらず、今後札幌刑務支所において行われる全ての懲罰手続について妥当するものであるから、勧告の趣旨の対象も、本件に限定せず、今後行われる全ての懲罰手続を対象としたものとされるべきである。

4 結論

以上のとおりであるから、勧告書第1項記載の結論が相当であると判断するに至ったものである。

第十二節 賞罰

(懲罰の要件等)

第百五十条 刑事施設の長は、被収容者が、遵守事項若しくは第九十六条第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第七十四条第三項の規定に基づき刑事施設の職員が行った指示に従わなかった場合には、その被収容者に懲罰を科することができる。

2 懲罰を科するに当たっては、懲罰を科せられるべき行為（以下この節において「反則行為」という。）をした被収容者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び刑事施設の運営に及ぼした影響、反則行為後におけるその被収容者の態度、受刑者にあつては懲罰がその者の改善更生に及ぼす影響その他の事情を考慮しなければならない。

3 懲罰は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない。

(反則行為の調査)

第百五十四条 刑事施設の長は、被収容者が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、反則行為の有無及び第百五十条第二項の規定により考慮すべき事情並びに前条の規定による処分の要件の有無について、できる限り速やかに調査を行わなければならない。

2 刑事施設の長は、前項の調査をするため必要があるときは、刑務官に、被収容者の身体、着衣、所持品及び居室を検査させ、並びにその所持品を取り上げて一時保管させることができる。

3 第三十四条第二項の規定は、前項の規定による女子の被収容者の身体及び着衣の検査について準用する。

4 刑事施設の長は、受刑者について、反則行為をした疑いがあると思料する場合において、必要があるときは、法務省令で定めるところにより、他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

- 5 前項の規定による隔離の期間は、二週間とする。ただし、刑事施設の長は、やむを得ない事由があると認めるときは、二週間に限り、その期間を延長することができる。
- 6 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

(懲罰を科する手続)

第一百五十五条 刑事施設の長は、被収容者に懲罰を科そうとする場合には、法務省令で定めるところにより、その聴取をする三人以上の職員を指名した上、その被収容者に対し、弁解の機会を与えなければならない。この場合においては、その被収容者に対し、あらかじめ、書面で、弁解をすべき日時又は期限及び懲罰（第一百五十三条の規定による処分を含む。次項及び次条において同じ。）の原因となる事実の要旨を通知するとともに、被収容者を補佐すべき者を刑事施設の職員のうちから指名しなければならない。

- 2 前項前段の規定による指名を受けた職員は、懲罰を科することの適否及び科すべき懲罰の内容について協議し、これらの事項についての意見及び被収容者の弁解の内容を記載した報告書を刑事施設の長に提出しなければならない。

以 上